### 介護福祉課職員・地域包括支援センターのための

## 介護予防ケアマネジメントマニュアル



苫小牧市

(令和6年4月改訂)

基本

・目的や考え方



・取り組む上で留意すること



- ・運営指導での確認ポイント
- ・ケアプラン点検での確認ポイント

# もくじ

1	介護予防に	つい	って	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• p2
2	介護予防ケ	アマ	マネ	ジ	メン	∕	に	つ	ζ,	て	•		•	•	•	•	•	•	•	•	• p3
3	ケアマネジ	゛メン	<b>ノト</b>	の	類型	<u>ı</u> .	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	• p4
4	ケアマネジ	゛メン	<b>ノト</b>	の	手順	頁•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• p7
5	インテーク	• •		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• p9
6	アセスメン	′ Ի י		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• p10
7	ケアプラン	原第	をの	作	成·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• p12
8	サービス担	当者	会	議		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• p16
9	説明と同意	t. >	プラ	ン	の確	釭	きと	交	付	`	サ	_	ピ	ス	開	始	•	•	•	•	• p17
10	モニタリン	グ・	・評	価		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• p18
11	暫定プラン	′のヹ	とて	方		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• p20
12	ケアマネジ	゙ゞゝ	✓	С	にっ	) V	って	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• p22
13	ケアマネジ	゙ゞゝ	✓	に	係る	多手	続	き	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• p24
14	引用・参考		ァア	プ	ラン	/チ	・エ	ッ	ク	様	式		•	•		•	•	•	•	•	· p26

## 1 介護予防について

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うものである。特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指すものである。

一方で、これまでの介護予防の手法は、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りが ちであり、介護予防で得られた活動的な状態をバランス良く維持するための活動や社会参加を促す取組 (多様な通いの場の創出など)が必ずしも十分ではなかったという課題がある。

このような現状を踏まえると、これからの介護予防は、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要である。このような効果的なアプローチを実践するため、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指す。

# 2 介護予防ケアマネジメントについて

基本

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者が地域で自立した日常生活を送れるよう支援するもの。



介護予防ケアマネジメントでは、介護保険法第4条に基づき<u>高齢者一人ひと</u>りが自分の健康や介護予防について関心を持ち、適切な支援を受けながら、<u>高</u>齢者自身が自分でできることを自分で行う、できなくなったことを取り戻していくことが重要。



介護予防ケアマネジメントは、<u>高齢者本人が訴える困りごとだけではなく</u>、高齢者が地域で自立した生活を送っていくために解決が必要な課題を見つけ、高齢者が自分の力で達成できる目標を設定し、その目標の達成に向かっていくことができるように行わなければならない。高齢者本人が"できることを増やす"視点が大切であるといえる。

## 3 ケアマネジメントの類型

介護予防ケアマネジメントのプロセスについては、従来からの原則的なケアマネジメントのプロセス に沿った上で、苫小牧市は以下のような類型を設定している。

#### (1) ケアマネジメント A (原則的な介護予防ケアマネジメント)

現行の予防給付に対する介護予防支援と同様にアセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する。利用者との面接によるモニタリングは、少なくとも3か月に1回行い \*\*、高齢者の状況に応じてサービスの変更も行うことが可能な体制をとる。

#### ※ケアマネジメント A におけるモニタリングの実施方法について

ケアマネジメント A で 3 か月に一回行われる面接によるモニタリングは下記の全てを満たす場合に限り、電話で行うことを認める。(但し、半年に一度は必ず本人と面接すること)

- ① ここ半年間に渡り利用者の心身の状態が安定している。
  - ・入退院がない
  - ・体調不良等により予定していたサービスの利用のキャンセルが続いていない
- ② 利用者本人以外から利用者についての情報が得られるような集団活動に参加している。
  - デイサービスやふれあいサロン等に参加している

利用者の状態が安定しており、利用者の生活について客観的な視点での情報源が確保されているという主旨のもと、上記の条件を設定している。上記①②を満たしている場合であっても、利用者の希望があれば電話ではなく、面接にてモニタリングを行うことが必要である。

#### (2) ケアマネジメント C (初回のみの介護予防ケアマネジメント) 実施手順は p 22 を参照

緩和した基準による介護予防ケアマネジメントであって、基本的にサービスの利用又は地域の予防活動への参加の開始時のみに行われるもの。ケアマネジメントの結果、利用者自身が自分の状況・目標の達成等を確認できること、利用者自身のセルフマネジメントによって住民主体の支援の利用等を継続することが必要となる。なお、モニタリングや評価は行わないため、利用者の状況の悪化や利用者本人・家族からの相談があった場合には、利用者自身のセルフマネジメントを中断し、地域包括支援センターに職員によるケアマネジメントに移行することができるよう、包括支援センターは支援体制を整えておくことが重要となる。

類型を決めるときに考える内容
利用者の希望とその背景
計画作成者が気づいた利用者の課題
利用者の心身の状態の安定性
モニタリングの必要性
今後の関わりの必要度合い
セルフマネジメントが可能か

	目標	ケアマネジメントの				
	介護予防サービス	訪問型・通所型 サービス (総合事業)	一般介護予防事業、 民間のサービス等	種類		
	0	0	0			
	0	0	-	予防支援		
X	0	-	0	了例又接		
	0	-	-			
	-	0	0	~~~~		
	-	0	-	ケアマネジメント A		
	-	○訪問 B または D のみ	0	<b>ケアマネジメント C</b> 状況により		
	-	○訪問 B または D のみ	-	大人により ケアマネジメント A		

基本

ケアマネジメントA、Cの類型については、高齢者の意向や状態、ケアマネジメントを実施する専門職(計画作成者)としての判断を元にしながら、<u>アセ</u>スメントの過程の中で決定されていくものである。



利用者の希望サービスが訪問 B や D のみの利用でも、心身の状態が安定していない場合や、意向等により今はまだ解決できない課題がある場合は、ケアマネジメント C とせずに、あえてケアマネジメント A とし、スモールステップで目標を設定し継続して支援しながら、利用者自身が自分の課題に気づき、自立に向かって自分の意思で取り組んでいけるような関わりが必要となる。



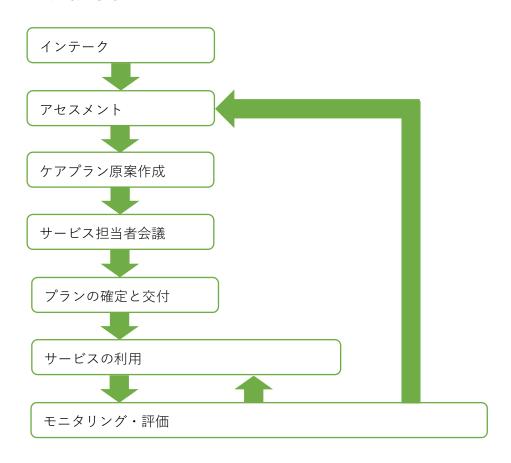
- ・A、Cいずれの類型であっても、高齢者の生活上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめる『お世話型』\*とならず、高齢者の自立支援に資する『自立支援型』の支援となるように留意する。
- ・高齢者の心身機能の改善だけではなく、高齢者自身が地域の中で生きがいや 役割をもって生活できるよう、地域の予防活動や集いの場に参加し続けられ るような環境整備を図っておくことが重要である。

## ※『お世話型』と『自立支援型』について 「買い物に行けなくなりました」 なぜ行けないのか 身体:足腰が弱ったからか 視力や聴力の問題か 心理; 意欲が出ないからか 転倒への恐怖心か 環境;行きつけの店がなくなったからか 玄関や廊下の段差の問題か 本人の意欲を引き出す 「できるようになりたい」 という目標への変換作業 目標:スーパーまで歩いて買い物に行ける ようになりたい。 そのために必要な支援は何か 原 因:足腰が弱り、 買いものが億劫になった。 必要な支援:通所型サービスの利用による、 下肢筋力強化の為の機能訓練。 「ヘルパーを利用しましょう」 『お世話型』 『自立支援型』 X

安易な役割の代行は、それまでのしんどさ等からは解放してくれるが、それは同時に<u>利用者本人の役割を奪う</u>ことにもつながりかねない。<u>過剰なサービス利用は依存を生み</u>、その結果である<u>意欲低下が危惧される</u>。原因となる要素の改善で生活機能の向上を図り、もう一度役割の回復を検討する視点が専門家には求められる。

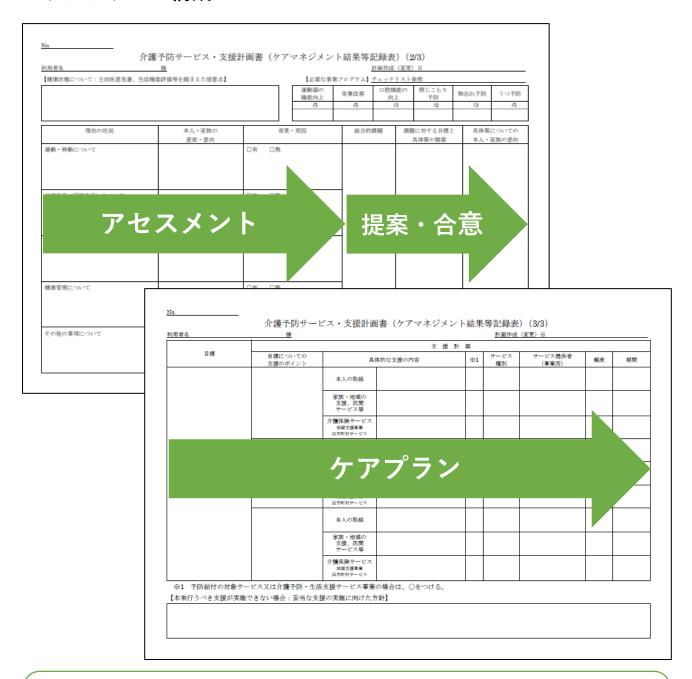
# 4 ケアマネジメントの手順

## ☞介護予防ケアマネジメントのプロセス



※次のページ以降で各手順の考え方やポイント、注意点について説明していく。 実地指導やケアプラン点検で指摘を受けている点には、重要度に合わせて三段階で★印つけている。

## ☞ケアプランの構成



#### 予防ケアプランの様式

予防ケアプランの様式の構成の特徴は「ケアマネジメントの思考過程を明らかにできる」こと。 アセスメント〜提案・合意〜ケアプランに至るプロセスを確認することができる。

## 5 インテーク

### ☞インテークの手順

- ① 相談目的の聞き取り
- ② 利用者が希望するサービスを確認する
- ③ 総合事業の趣旨※を説明
- ④ 重要事項の説明と同意

基本

・インテークは依頼に対し、計画作成者が担当する内容かを確認し、ケアマネジメントのプロセスを通して生活のニーズや課題を整理し、生活の目標を明らかにしていくもの。

ポイント

- ・介護保険は"お手伝いさん"ではなく、"<u>自立のための支援"であることの理解を</u> 得ることが、予防意識の向上のために必要。
- ・予防給付や介護給付によるサービスを希望している場合等は、要介護認定等 申請の案内を行う。

#### ※総合事業の趣旨

- ・総合事業は効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による要支援 状態等からの自立の促進や重度化予防の推進を図る事業である。
- ・ケアマネジメントの中で、本人が目標を立て、その達成に向けてサービスを利用しながら一定 期間取り組んだ上で、目標達成の後は、より自立へ向けた次のステップに移っていく。
- ※対象者の理解度に合わせてわかりやすく説明する。

## 6 アセスメント

### 『アセスメントの手順

- ① 基本チェックリスト、興味・関心チェックシートに記入してもらう
- ② 各領域ごとの聞き取り(①を元に※)
- ③ 各領域における課題の背景、原因の聞き取り
- ④ 総合的な課題の確認
- ⑤ ケアマネジメントの類型の決定
- + α 居住環境(屋内、居室)と 近隣環境(家の周囲、近隣)のアセスメント

現在の状況	本人・家族の 意欲・意向	背景・原因	総合的課題
運動・移動について		口有 口無	
日常生活(家庭生活)について		口有 口無	
社会参加、対人関係・コミェナーションについて		口有 口無	
建康管理について		口有 口無	
その他の事項について		口有 口無	

基本

- ・アセスメントは『計画作成者が利用者を知る作業』であり、同時に<u>『利用者</u>が自分を知る作業』。利用者の自覚を促し、介護予防に取り組む意欲を引き出すもの。
- ・生活環境は本人の自立した暮らしに大きく影響する。<u>身体機能が衰えて外出</u> の機会が減少すると、居住環境が「人生そのもの」となる。



- ・利用者が消極的、拒否的意向の場合は、背景・理由を明らかにする。
- ・<u>「</u>~できない」⇒「~したい」「~できるようになる」という目標の変換をする。
- ・本人と家族<u>各々</u>が原因についてどのように考え受け止めているか、どのよう に改善したいと考えているのか、そのために家族はどのように関われるのか を確認し、記載する。
- ・アセスメント結果について一緒に考察し、本人の生活機能の低下についての 自覚を促し、介護予防に取り組む意欲を引き出す。
- ・アセスメントはモニタリングや評価を元にプラン更新の度に更新する。★★
- ・主治医からの情報収集は主治医意見書のみでは不十分な場合がある為、医療 との連携を図るようする。★
- ・住宅見取り図の作成を行う。★★



### ※各領域とチェックリスト、興味関心シートの項目をアセスメント領域に沿って分類した場合 【運動・移動について】

チェックリストで使用する質問項目	興味関心シートで使用する質問項目				
No6 階段や手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	・自転車、車の運転				
No7 椅子に座った状態からなにもつかまらずに立ち上がっ	・電車、バスでの移動				
てますか	・体操、運動				
No8 15 分位続けて歩いていますか	・散歩				
No9 この1年間に転んだことがありますか					
No10 転倒に対する不安は大きいですか					

### 【日常生活(家庭生活)について】

チェックリストで使用する質問項目	興味関心シートで使用する質問項目				
No1 バスや電車で一人で外出していますか No2 日用品の買物をしていますか No3 預貯金の出し入れをしていますか	<ul> <li>自分でトイレへ行く</li> <li>自分で服を着る</li> <li>歯磨きをする</li> <li>好きなときに眠る</li> <li>料理を作る</li> <li>家や庭の手入れ</li> <li>一人でお風呂に入る</li> <li>自分で食べる</li> <li>身だしなみを整える</li> <li>掃除、整理整頓</li> <li>買い物</li> <li>選択・洗濯物たたみ</li> </ul>				

### 【社会参加・対人関係・コミュニケーション・趣味等領域について】

チェックリストで使用する質問項目	興味関心シートで使用する質問項目
No4 友人の家を訪ねていますか	・孫、子どもの世話
No5 家族や友人の相談にのっていますか	・動物の世話
No16 週に1回以上は外出していますか	・友達とおしゃべり、遊ぶ
No17 去年と比べて外出の回数が減っていますか	・家族、親戚との団らん
No18 周りの人からいつも「いつも同じ事を聞く」などの	・デート、異性との交流
物忘れがあると言われますか	・居酒屋に行く
No19 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをして	・ボランティア
いますか	・地域活動
No20 今日が何月何日かわからない時がありますか	・お参り、宗教活動

### 【健康管理について】

チェックリストで使用する質問項目	興味関心シートで使用する質問項目
No11 6カ月で2~3kg以上の体重減少がありましたか	-
No12 身長 cm 体重 kg (BMI )★★★	
No13 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	
No14 お茶や汁物等でむせることがありますか	
No15 口の渇きが気になりますか	

※チェックリストの No12 はアセスメントの重要項目。高齢者の栄養状態はケアの基本のため、身長・体重・BMI の確認と記載を行うこと。 $\bigstar \star \star$ 

## 7 ケアプラン原案作成

## ☞ケアプラン原案の作成手順

- ① 「課題に対する目標と具体策の提案」と「具体策についての本人・家族意向」の確認
- ② 「目標とする生活」の確認
- ③ 「目標」の決定(※①②で同意が得られれば書き方は"同左"で良い。)
- ④ 「目標に対する支援のポイント」と「具体的な支援の内容」について話し合う

		122.0	t.a	1.80			
	/5	/:	3	/2		/3	/5
_	40. 0.44.	test liber	cont Ha	trade have reduced to		ER CL. NO.	
	総合的	果題		に対する目標と			こついての
			3	具体策の提案		本人・氵	家族の意向
Т							
-							
$\neg$							
_							
$\neg$							
					- [		
					- [		
					- 1		
- 1			ı		- 1		

利用者名	様			
			支 援 計	西
目標	目標についての 支援のポイント	具体的な支援の	内容	×
		本人の取組		
		家族・地域の 支援、民間 サービス等		T
		介護保険サービス 地域支援事業 区市町村サービス		
		本人の取組		
		家族・地域の 支援、民間 サービス等		
		介護保険サービス 地域支援事業 区市町村サービス		
		本人の取組		
		家族・地域の 支援、民間 サービス等		
		介護保険サービス 地域支援事業 区市町村サービス		

※1 予防給付の対象サービス又は介護予防・生活支援サービス事業の場合は、○をつける。 【本来行うべき支援が実施できない場合:妥当な支援の実施に向けた方針】

計画作成事業者 事業所名及び所	在地		
計画作成日		評価予定日	
目標とする	1日、一週間、 または1月		
生活	1年		
60. 0.	56 2- 4-61		

基本

- ・ケアプラン原案の作成は、本人に「私のプラン」という意識をもってもらう ために、利用者と共に行われるもの。
- ・「課題に対する目標と具体策の提案」と「具体策についての本人・家族意向」 はケアプランの合意のプロセス。



- ・目標は<u>「目標とする生活」の実現のために必要な条件</u>となるものであると同時に、<u>モニタリングの指標</u>となるものであるため、<u>距離や時間、期間、場所</u>は固有名詞まで明らかにした上で決める。
- ・達成可能なものにし、本人の達成感や意欲の向上につなげる。★★★
- ・目標は利用者の自立(目指す姿)に向かい、達成感を持ちながら取り組んでいけるよう、スモールステップで段階的な設定\*を行う。
- ・かつて本人が生きがいや楽しみにしていたこと(しかし今はできなくなった こと)は何かという視点での目標設定が望ましい。



- ・ケアプランは本人のものであるため、難しい表現は避け、目標の主語は本人 にする。★★
- ・「安心して」「安全に」等の目標表現は、評価を本人の主観に頼るものとなる 上、抽象的で漫然として本人の意欲向上に繋がらないため避ける。★★
- ・家族の意向を確認できる場合は、必ず確認して記載する。★
- ・目標とサービス内容は整合性の取れるものとする。★

### ※スモールステップで段階的な設定の例

月1回地域サロンで近所の人とカラオケで歌ったり、

おしゃべりをしたりして楽しい時間を過ごす。



〈目標 1〉3 食を食べ、体力をつけて近所を散歩できるようになる

〈目標 2〉毎日 15 分程度、近所の公園まで散歩できるようになる

〈目標3〉週1回は1時間、友人たちとのカラオケを楽しむ

具体的な目標設定の鍵はスモールステップで段階的な目標設定にある。

### 参考;基本チェックリストの該当項目に沿ったサービス内容や活動の例

No	質問項目			<b>者に該当する基準</b>	想定される
1		<u>(1)</u>	2年※47	の頂日に該当	サービス内容や活動の例 ⇒②~⑦のうち該当する基準又
2	日用品の買物をしていますか	T)	複数の項目に該当 10 項目以上に該当		は該当に近い基準に対応するサ
3	預貯金の出し入れをしていますか		10 %		ービスや活動に繋げる。
4	友人の家を訪ねていますか				- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
5	家族や友人の相談にのっていますか				
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか		<b>(2</b> )	運動機能の低下	⇒訪問 B
7	椅子に座った状態からなにもつかまらずに立ち上がって			3項目以上に該当	訪問D
	いますか				
8	15 分位続けて歩いていますか				
9	この 1 年間転んだことがありますか				
10	転倒に対する不安は大きいですか				
11	6 か月で 2~3 kg以上の体重減少がありましたか		3	低栄養状態	
12	身長 cm 体重 kg (BMI ) (注)			2項目以上に該当	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか		4	口腔機能の低下	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか			2項目以上に該当	
15	口の渇きが気になりますか				
16	週に1回以上は外出してますか		<b>⑤</b>	閉じこもり	⇒地域の通いの場
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか			No16 に該当	地域の各種活動(ボランティ
					ア、就労、老人クラブ等)
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあ		<b>6</b>	認知機能の低下	⇒地域の通いの場
	ると言われますか			1項目以上に該当	地域の各種活動(ボランティ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることができます				ア、 就労、老人クラブ等)
	か				訪問 B
20	今日が何月何日かわからない時がありますか				
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	7		病の可能性	⇒地域の通いの場
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽し		2項	目以上に該当	地域の各種活動(ボランティ
	くめなくなった				ア、就労、老人クラブ等)
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっ				受診勧奨の必要性を判断 専門相談(窓口)照会
	くうに感じられる				· 子口相畝(心口)思云
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない				
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする				

<sup>(</sup>注) BMI=体重(kg) ÷身長(m) ÷身長(m) が18.5 未満の場合に該当となる。

参考;よくある目標からみたより良い目標と具体策の例

よくある目標	書き換えのポイント	より良い目標と具体策の例
病状が悪化せずに、自宅 での生活を継続すること ができる。	"自宅での生活"という表現ではなく、何ができるようになる(何をし続けられる)ことが利用者の自宅での生活に必要かを記載する。 "病状"が何を指すのか、また病状を悪化させないために、本人が取り組む内容は何か、本人の予防の自覚を促すためにも具体的な記載を行う必要がある。	<目標> 自分で○○スーパーまで買い物に行ける。 <具体策> 月に1度の通院と毎日の内服・血圧測定を忘れず に行い、体調管理を行う。
無理のない範囲で運動を 続け、体力を維持し、趣 味を続けていく。	"無理のない範囲"という表現が曖昧なため、 <u>本人が</u> 取り組みにくく、評価も漠然としやすい。本人にプランを身近に感じてもらうためにも、 <u>趣味などは内容を明らかにする</u> 。	<目標> バスで市外へのお出かけができるように体力をつける。 <具体策> 膝の痛みが長引かない程度(○○分程度)ウォーキングをする。 毎日2回、家の階段の上り下りをする。
通院により体調を管理する。	体調管理は目標ではなく、目標達成のための具体 策。体調管理の先にどんな生活があるか、どんな生 活を送りたいのかを具体的に示すことが、利用者の 意欲向上につながる。	<目標> 係と○○公園まで散歩できるようになる。 <具体策> 月に1度の通院と内服により体調を管理する。
外出する機会を持ち、体力や筋力が維持・向上できる。	"外出する機会"だと本人が具体的にイメージしにく く、行動につながりにくい。また、"体力や筋力"と いう表現は曖昧で評価しにくい。	<目標> 一人で○○に行けるようになるため、○○分程度 は続けて歩けるようになる。 <具体策> デイサービスや○○体操教室を利用して運動する 機会をもつ。
怪我や病気に気を付けて過ごしたい。	高齢者に限らず、どの年齢でも当てはまる基本的な 欲求である。自立支援の視点から、怪我や病気に気 をつけて <u>ど</u> のような生活をしたいのか、何ができる ようになりたいのかといった自己実現欲求を踏まえ た目標設定が必要。	<目標>転倒や糖尿病の悪化を防ぎ、庭仕事を続けられる。 <具体策> 立ち座りの動作をゆっくりと慎重に行う。 糖尿病が悪化しないように、正しい食事管理や服薬管理を行う。
デイで入浴できる。	デイで入浴していれば目標が達成となる。清潔を保っこと、 <u>清潔を保って何をしたいか</u> が目標となる。 入浴できない原因は何かを考えつつ、参加の視点を 忘れずに目標設定することがより望ましい。	<目標>体を清潔にし、積極的に外に出かけて友人たちと会う。 <具体策> 背中を洗う介助や浴槽に入る動作の手助けを受け て入浴し、体の清潔を保つ。
自分でできる身の回りの ことを続けて行い活動量 を保ち、楽しみのある生 活を送れる。	"身の回りのこと"や本人にとっての"楽しみ"が指している内容が不明確。本人がブランを自分のものと認識して、何に取り組むかが分かるような記載が必要となる。	<目標> 掃除や洗濯、買い物を自分で行うことで身体を動かす機会を保ち、お稽古事(生け花)を続けられる。

要支援者(事業対象者)は状態の大きな変化がなく目標の設定の仕方が難しいが、目標に固有名詞を 用いたり、できる部分は数値化することで、本人が明確に認識して取り組むことができる。また、目標 が具体的だと評価しやすく、更新時にもプランに変化をつけやすくなる。

## 8 サービス担当者会議

### ☞サービス担当者会議の手順

- ① 利用者の基本情報の説明
- ② 利用者が取り組む目標と支援内容の説明
- ③ 残された課題等について協議
- ④ 会議の記録

基本

- ・サービス担当者会議は、利用者本人の現状と課題、サービス提供事業所の分 担と役割を共通理解するもの。
- ・地域の介護予防サービスやインフォーマルサポートについて情報を共有し、 それぞれの役割についても理解する。



- ・照会は前もって依頼し、サービス担当者会議の場での活用、プランへの反映 ができるようにする。★
- ・<u>残された課題は必ず記載</u>し、空欄にしない。★★★ (残された課題が無いということは介護サービスが不要ということ。)

#### 残された課題に記載する内容

- ・必要があるにも関わらず、社会資源が地域に不足しているため未充足となった場合のこと
- ・必要と考えられるが本人の希望等により利用しなかったサービス
- ・次回の開催時期、開催方針等

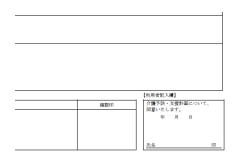
#### ※利用者の希望によりプランの変更を軽微な変更として、一連のプロセスの省略を考える場合

今回の変更内容が軽微な変更の内容に合致するかについて『介護保険最新情報 vol959』(別添)居 宅介護支援・介護予防支援・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱いを参照して判断する こと。

また、軽微とする場合、しない場合のいずれにおいても、一連のプロセスを行う必要性について計画作成者が判断したことが分かるように、支援経過に記録を残す必要がある。

## 9 説明と同意、プランの確定と交付、サービス開始

### ☞利用者への説明・同意





- ・利用者への同意は、必ずプラン開始前にもらう。
- ・やむを得ない事情により、プラン開始前に同意欄へサインをもらえないとき は、電話等で口頭のやりとりで同意を得ている旨を支援経過に記載するこ と。
- ・本人による記名があれば、印鑑は省略して良い。
- ・代筆の場合は<u>本人の</u>名前と代筆者の名前を記載する。★

## ☞ケアプランの確定・交付



- ・ケアプランを本人と、サービス事業者へ交付する。★★
- ・サービス事業所から<u>個別サービス計画書の提供を受け、ケアプランとの整合</u>性を確認する。★

## ☞サービス利用

## 10 モニタリング・評価

### ☞モニタリング・評価の手順

- ① 利用者や支援の状況等について確認する。
  - <確認内容>
  - ・利用者の生活状況に変わりはないか
  - ・目標に対して利用者自身が取り組めているか
  - ・家族やサービスによる支援は行われているか
  - ・支援内容と、役割分担、満足度
  - ・新たな課題が生じてないか
- ② モニタリング・評価の内容を記録

※ケアマネジメント A の面接によるモニタリングは電話で行うことも可とする。詳細は p4 を参照

#### 基本

- ・モニタリングは<u>支援計画の実施状況や目標の達成状況の確認、支援内容の適</u> 否、新たな目標がないかの確認を行い次の支援計画に結び付けていくもの。
- ・評価は、ケアプランに掲げた目標に着目し、設定した期限の終了時期における目標の達成度合いを確認するもの。
- ・目標の終了時期にサービスを提供する関係者の間で、目標の達成度合いとその背景(想定よりもうまくいった要因、達成できなかった要因、新たに把握された生活上の課題等)を分析、共有することで次のケアプランに向けた再アセスメントがより有効なものにすることができる。



- ・目標が達成された場合は、速やかに再課題分析を行う。
- ・課題が解決されている場合は、次のステップアップとして住民主体や一般介 護予防事業などの通いの場を見学するなど、次の段階へのスムーズな移行に 配慮する。



- ・モニタリング、評価共に達成の根拠を明記しながら評価を行う。★★
- ・目標の達成内容と評価内容は整合性がとれるようにする。★

### +α 支援経過の活用★

基本

支援経過は計画作成者がケアマネジメントを推進する上での根拠 や介護報酬請求に係る内容等を記録するもの。また、計画作成者の判断 や働きかけについて記載することで支援の振り返りになる。

#### 【支援経過に記載する内容】

- ・ケアマネジメントを進めていく上での判断根拠
- ・介護報酬請求にかかる内容
- ・モニタリングを通じて把握した利用者やその家族の意向・満足度
- ・目標の達成度
- ・事業者との調整内容
- ・主治医との対応
- ・ケアプランの変更の必要性
- ・本人、家族に説明し、同意を得たこと
- ・記録の日付、情報収集の方法(訪問、電話、ファックス※発信か受信かわかるように)

#### 【支援経過の書き方】

- ・支援者のメモではないため、簡潔で誰が見ても理解できるように記載する。
- ・項目毎に整理して記載する。
- ・<u>事実を書くだけでなく、計画作成者が何を感じ、どういう働きかけ方をしたか、今後の</u> 方針について書く。★★
- ・どんな判断をしたのか、それは正しかったのか、どこが利用者のターニングポイントであったのかの経過をたどれるように記録する。★

## 11 暫定プランの立て方

基本

暫定ケアプランの作成にあたっては、認定結果(要支援あるいは要介護)を 見込んだ上で、サービス利用前までに「届出」を提出することとし、認定結果 が見込みと違った場合は自己作成によってケアプランが作成されたものとみな し、被保険者に対して給付がなされないことがないようにする。(厚生労働省 平成 18 年 4 月改定関係 Q&A Vol.2 Q52)

### 野暫定ケアプランが必要となるケース

- ① 要介護等認定申請中の新規利用者が、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- ② 要介護等認定者が区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- ③ 要介護等認定者が更新申請を行い、認定結果が更新前の認定有効期間中に確定しない場合
- ④ 事業対象者となりサービス事業を利用している者が新たに要介護等認定申請を行い、認定結果がでるまでの間にサービスを利用する場合

## **☞暫定ケアプラン作成に際して** ケアマネジメントの一連のプロセスの実施が必要

- ・認定結果が非該当となった場合や、想定していた介護度より低くなった場合には、介護サービスに 要する費用が自己負担になることがある。
- ・想定していた介護度より重くなった場合は、負担する費用が増えることについてあらかじめ利用者 や家族には十分な説明を行うことが必要。

### ☞認定結果確定後の流れ(3 パターン)

### **パターン1**: 想定していた通りの介護区分及び介護度だった場合(①又は②の方法で対応)

- □認定結果が暫定プランに位置付けた介護度と等しい
- □暫定ケアプランの利用者及び家族等の状況やニーズが変わらない
- □プランの内容や援助の留意点に変更がない
- □暫定ケアプラン作成時のサービス担当者会議においてこれらの状況等の変化がない場合は、改めて 会議は行わず、認定結果が出た後に暫定プランを本プランとすることを利用者や家族、サービス 事業者に了承を得ている

### ① 上記の全てを満たす場合⇒暫定ケアプランをそのまま本プランとする。

- ・暫定プラン作成時に一連の業務を行っていることから、改めてアセスメントやサービス担当者会議を 行う必要はない。
- ・必要事項(認定済みに○をつけ、認定日、認定の有効期間を記載する)を追記したり、見え消しで修正する等して、暫定プランを本プランとしたことが分かるように作成する。
- ・利用者や家族への説明と同意を得て、その旨を支援経過記録に残す。

### ② 上記の全てを満たさない場合⇒暫定プランとは別に本プランを作成する。

改めて一連の業務 (アセスメント~ケアプランの交付)を行う。

※①②のいずれであっても、暫定プランと本プランのどちらもサービス事業所へ交付することが必要。

### パターン2: 想定していた介護度ではなかった場合

例)要介護3を見込んでいたが、認定結果が要介護2だった場合 見込んでいた介護度と異なる認定結果が出た場合は、暫定プラン作成時に一連の業務を行っても改 めて一連の業務を行い、本プランを作成する(サービス担当者会議も必要)。

### **パターン 3**:想定していた介護区分ではなかった場合

例) 要介護1を見込んでいたが、認定結果が要支援2だった場合

要介護1の暫定ケアプランと要支援2の暫定予防ケアプランの両方を作成せずに、要介護1の暫定ケアプランのみを作成していた場合には、要介護1のケアプランを「自己作成扱い(セルフケアプラン)」とし、利用者に対して給付がなされるようにすることができる。

※総合事業のみを利用している場合は、自己作成扱いができない。

### 法的根拠資料

- ・厚生労働省平成 18 年 4 月改訂関係 Q&A (vol.2 問 52)
- ・介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン(平成27年6月5日付)

## 12 ケアマネジメント C について

### 啰実施手順

- インテーク
- ② アセスメント
- ③ ケアプラン原案作成(ケアマネジメント結果表の作成)
- ④ 説明と同意
- ⑤ プランの交付
- ⑥ セルフマネジメントへの移行



- ・利用者の心身の状態に変化があった場合など、必要のあった場合には支援を 再開できる体制を構築しておくことが必要\*。
- ・セルフケアマネジメントを行っていくこととなるため、<u>利用者の日常生活を</u> 活発にし、家庭や社会へ参加し、生きがいをもつことや自己実現のために継続 して取り組んでいけるような目標設定や支援が必要である。

#### ※状態悪化を見逃さない仕組みづくりの例

- ・集団での活動に参加するよう導き、プランに位置付ける。
- ・サービスまたは活動提供者と地域包括支援センターの間で、利用中止や無断欠席などの ケースについて報告する仕組みをつくる。
- ・定期的に専門職が活動の場を巡回し、参加状況を確認する。
- ・活動の場における体力測定等で、悪化の兆しを発見する。
- ・サービスまたは活動提供者が出席簿を作成の上、地域包括支援センターに報告する。

など

### 愛委託料について

- ① 基本委託料 利用者に対して介護予防ケアマネジメントを行った場合に、所定単位数を算定する。
- ② 初回加算 新規にケアプランを作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合に、所定単位数 を加算する。

### ☞請求について

ケアマネジメント C に係る委託料の請求にあたっては、市に請求書の添付書類として以下を提出すること。

- ・ケアマネジメント結果等記録票
- ・訪問型サービス B 又は訪問型サービス D 利用受付票
- ※ 訪問型サービス B 又は訪問型サービス D のみを利用する場合であって、ケアマネジメントの類型 を「ケアマネジメント A」とした場合の請求については、「ケアマネジメント C」と同様に、市に請求書の添付書類として以下を提出すること。
  - ・ケアマネジメント結果等記録票(初回のみ提出。ただし、変更があった場合は提出が必要。)
  - ・訪問型サービス B 又は訪問型サービス D 利用受付票(初回のみ提出。)



・単位数等は法改正により変更される場合があるので留意すること。

### ☞介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼

### (変更) 届出書について

総合事業の利用を開始する場合は、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼 (変更)届出書」を市へ提出する。届出書の提出にあたっては、利用者へ介護予防ケアマネジメントを 受けることについて説明し、個人情報の提供の同意を得た上で、提出すること。



・「ケアマネジメント A」を請求する場合、当該届出書の提出がないと受給者台 帳に情報が記載されず、「返戻」となる場合があるので留意すること。

## ☞住所地特例対象者の届出について

苫小牧市内の住所地特例施設に入居する他市町村の被保険者の介護予防ケアマネジメントについては、以下のとおり処理を行う。

住所地特例施設が所在する圏域の地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行う。 地域包括支援センターは、苫小牧市に以下の書類を提出する。

- ① 保険者市町村宛のサービス計画作成依頼(変更)届出書
- ② 保険者市町村が発行する介護保険被保険者証(原本)(原本がない場合は写しでも可)



苫小牧市で以下の処理を行う。

- ・地域包括システムへ、当該利用者の情報を入力する。
- ・苫小牧市から保険者市町村へ①②の書類を郵送する。



保険者市町村から新たな介護保険被保険者証が発行され、利用者へ交付される。

	ド成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書
届出書	<u> </u>
記入例 被保険者氏名	被保険者番号
#	
	個 人 番 号
	生 年 月 日
	年 月 日
	面の作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者 メントを依頼(変更)する地域包括支援センター
介護予防支援事業所名	介護予防支援事業所の所在地
地域包括支援センター名	地域包括支援センターの所在地
	電話番号 ( )
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)番号	サービス開始(変更)年月日
	年 月 日
介護予防支援事業所又に	は地域包括大場センターを変更する場合の理由等
※変更する場合のみ記入してください。	
介護予防支援又は介護予	☆ 介護予防ケアマネジメントを開始する日を記入 ┣━
	が 介護予防ケアマネシメントを受託する場合のみ記入してください。
居宅介護支援事業所名	居宅介護支援事業所の所在地
	電話番号 ( )
居宅介護3	<b>支援事業所を変更する場合の理由等</b>
※変更する場合のみ記入してください。	
介護予防小規模多機能型店宅介護の利用開始月における介護予防サービス等の 利用の有無	↑護予防小規模多機能型居宅介護の利用前の介護予防居宅サービス(介護予防居 寮養管理指導及び介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)及び地域密着型介 予防サービス(介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型共同生 ↑護(知期利用型)に限る。)の利用の有無を記入してください。
□介護予防サービス等の利用あり	□介護予防サービス等の利用なし
(利用したサービ 届出日を記入	)
占小权用女 休	マンター)に介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメン
トを依頼することを届します。	
年 月 日	
住所	
被保険者 氏名	電話番号 ( )
保険者確認欄 □ 被保険者資格 □ 届出の □ 介護予防支援事業者事業所	
介護予防サービス計画の作成を依頼(変更)	する介護予防支援事業者が介 同意日を記入 被保険者の
状況を把握する必要がある時は、要介護認定・ び主治医意見書を当該介護予防支援事業者に	・要支援認定に係る調査内容、介護・・審査会による判定結果・意見及
7.5	年 月 日 氏名

## 14 引用・参考、ケアプラン自己点検様式

### 『引用・参考

『七訂 居宅サービス計画作成の手引き』長寿社会開発センター(2021年) 『本人を動機づける介護予防ケアプラン作成ガイド』日総研出版(2021年) 『保険者のチェックポイントがわかる!ケアプラン点検ハンドブック』ぎょうせい(2020年) 『実務に直結!ケアプラン作成ガイドブック』中央法規(2019年) 『ケアマネジャーのためのケアプランの書き方&文例ハンドブック』ナツメ社(2022年) 『地域包括支援センター運営マニュアル3訂』長寿社会開発センター(2022年)

### ケアプラン 自己点検様式

自己点検様式 介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメント結果等記録表)(1/3) 様 日付の整合性 □認定年月日 □認定の有効期間 認定年月日 認定の有効期間 □計画作成日 □同意日 ※上記が正しい流れになっているか 計画作成者 担当地域包括支援センター 計画作成事業者 事業所名及び所在地 1日、1週間、または1月 計画作成日 □利用者が実践し、利用者の努力によって達成し得る目標となっているか □支援者側の目標となっていないか □抽象的で漫然とした目標となっていないか 1日、1週間、 □本人にとってイメージしやすい内容か または1月 目標とする 生活 1年 1年 □1年以内に達成したい、達成できる目標となっているか □1年間を通して取り組む目標、心掛ける目標となっているか □過去数年に渡り同じ目標となっていないか 同意欄 総合的な方針 □プラン開始前に同意を得ているか (生活不活発化の改善 □記名があるか ・予防のポイント) ※代筆の場合は代筆者と本人名 【地域包括支援センター記入欄】 【利用者記入欄】 介護予防・支援計画について、 名称 確認印 同意いたします。 年 月 日 担当地域 包括支援 意見 センター 氏名 印

## 介護予防サービス・支援計画書 (ケアマネジメント結果等記録表) (2/3)

利用者名	様				計画作成(変更)	) 目		
【健康状態について:主治医意見書、生活機能	能評価等を踏まえた留意点】		【必要な事業プ	ログラム】	チェックリスト	参照		
	チェックリスト		運動器の 機能向上	栄養改善	口腔機能の 向上	閉じこもり 予防	物忘れ予防	うつ予防
	□点数、○の記載な	があるか	/5	/5	/3	/2	/3	/5
							<u> </u>	
現在の状況	本人・家族の 意欲・意向	背	景・原因	総合的		圓に対する目標 ∂ 具体策の提案		についての 家族の意向
運動・移動について		□有 □無		<b>総合的課題</b> □基本チェ リストの結 考慮されて	ック 果が いる	標  曖昧な表現とな  固有名詞や数量  主語は本人か  本人の努力で達	tで表しているか e成できるか	
日常生活(家庭生活)について		□有  □無		… □優先度の	か □優先度の高い 順に列挙されて いるか □ はま手段を混同していないが □ 単にサービスの利用が目標とが っていないか 具体策			7
□各アセスメント領いるか否か」、「家について聴取し、□利用者と家族の双違い、認識の違い、認識の違いでいても記載□具体的な内容、頻	方に聞き、実際の状況と発言してなどにも留意されているかの情報だけでなく、計画作成者がされているか度について記載されており、状態、第三者がみて利用者の生活像が	ているのか」 ていることの が観察した状 態の変化につ				本人が取り組み策となっている		<b>向</b> く、家族

No.		

## 介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメント結果等記録表)(3/3)

利用者名 計画作成(変更)日

	支 援 計 画								
目標	目標についての 支援のポイント	具体的な支援の内容			サービス 種別	サービス提供者 (事業所)	頻度	期間	
	目標についての	本人の取組	具体的な支援の内容						
	<b>支援のポイント</b> □サービス事業者や支 援者に、サービス提	家族・地域の 支援、民間 サービス等	家族・地域の 支援、民間 □福祉用具が必要な理由が記載されているか						
	供時に配慮してもら いたい点について記	るか □サービス事業者が行う支援 内容が明確か							
		本人の取組	□サービス導入の目的が目標 と合っているか						
		家族・地域の 支援、民間 サービス等							
		介護保険サービス 地域支援事業 区市町村サービス							
		本人の取組							
		家族・地域の 支援、民間 サービス等							
		介護保険サービス 地域支援事業 区市町村サービス							

※1 予防給付の対象サービス又は介護予防・生活支援サービス事業の場合は、○をつける。

【本来行うべき支援が実施できない場合:妥当な支援の実施に向けた方針】